

社団法人一関青年会議所役員選任に関する規程

第1条 本規程は、社団法人一関青年会議所定款に基づき、役員を選任に関する事項を規定する。

第2条 毎年8月の定時総会において、本会議所の次年度役員予定者を選出、これを決定する。

第3条 次年度理事長の選出については立候補制とする。ただし、立候補者がいない場合は、次年度の役員選考委員会において選考し、8月総会において承認を受ける。

第4条 次年度理事長選挙のため選挙管理委員会をおく。

1. 選挙管理委員会は委員長1名、委員4名とし、6月の理事会において選任する。
2. 選考管理委員の任期は、選挙事務終了のときまでとする。

第5条 選挙管理委員会は、理事長選挙の告示や投票方法並びに投票日の設定などの一切の事務を行う。

第6条 会員の選挙権有資格者は、毎年6月末現在において正会員であり、会費を全額若しくは、分割の場合は60,000円を完納し、かつ、6月までの定例会出席率が3分の1以上の者とする。

第7条 被選挙権者は第6条に該当し、かつ理事経験者に限る。

第8条

1. 立候補者が1名のときは、その者が次年度の理事長とする。
2. 立候補者が複数ときは、選挙管理委員会の定める方法で単記無記名投票により投票の多い者を当選者とする。なお、投票同数のときは、理事長並びに立候補者協議の上決定する。

第9条

1. 立候補者の届出は8月の総会30日前からとし、締切は28日前、午後5時までとする。
2. 立候補届は、所定の用紙に記入の上事務局へ届け出る。

第10条

1. 次年度の役員選考委員会は、次の方法により選出された6名と理事長を加えた合計7名で構成し、次年度の理事長、副理事長、理事を選考する。
ただし、理事長の選考は立候補なきときに限る。

- ① 毎年7月定例会において、当該年度を含む理事経験者の中から委員6名を選出する。
- ② 選出方法は、正会員による3名連記の一般選挙とし、上位6名を当選とする。
- ③ 投票の結果、第6位の投票数の者が2名以上の場合は本人同士の抽選により当選人を決定する。

2. 選考委員会は委員長1名を互選により選出する。
3. 選考委員会は8月総会の15日前まで次年度の理事長を選考する。
4. 選考委員会は理事長予定者と協議の上8月総会の5日前までに次年度の副理事長、理事を選考する。
5. 選考委員会が次年度の理事長及び副理事長・理事となることを妨げない。

第11条 専務理事は、会員中より理事長予定者が指名し、8月総会において総会の承認を受ける。

第12条 監事は、会員中より8月総会において選出する。

第13条 副理事長並びに理事の選出は役員選考委員会にて選考された者を、8月総会において理事長予定者が指名し、総会の承認を受ける。

第14条 選任された次年度理事長予定者は、速やかに理事予定者を招集、各委員会の分担を協議の上決定する。

第15条 選任された次年度役員予定者は、翌年1月1日より正式に本会議所の役員となる。

第16条 社団法人日本青年会議所並びに東北地区協議会及び岩手ブロック協議会の役員及び委員予定者を本会議所より選出する必要があるときは、理事会において予定者を決定し、定例会において承認を求める。

第17条 任期中の役員に欠損を生じたとき、理事長の場合は副理事長の1名を、副理事長及び専務理事の場合は理事の中より理事会において決定し、定例会において承認を求める。理事・監事の場合は、会員中より上記の手続きにより決定する。この場合の任期は、前任者の任期満了までとする。

附 則

本規程は、昭和49年3月23日より施行する。

附 則

本規程は、昭和54年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、昭和58年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成4年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成15年1月4日より施行する。